

砂川市訓令第40号

令和4年6月29日

砂川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

砂川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成14年訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務課長」を「DX推進課長」に改める。

第7条第3項中「総務課」を「DX推進課」に改める。

第9条第1項中「許可」を「、許可」に、「、入退室できるよう、暗証番号を設定した」を「入退室できるよう、」に改め、同条第2項中「し、暗証番号を周知」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。